令和９年度新ひだか町

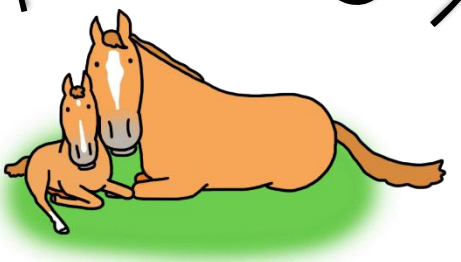

保育所等入所児童募集要領

町では、令和９年度の保育所等の新入園児（令和９年４月１日以降の追加入園）について、つぎのとおり募集します。希望される保護者の方は、この募集要領をご覧の上、ご応募ください。

- 申込者全員が必ず入所できるわけではありません。
- 入所内定後の辞退は、他の希望者や施設に多大な迷惑をかけることになりますので、施設の保育方針などを事前にご自身で確認の上、入所を希望する施設を記入してください。

01 受付期間

令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月３０日（水）

- 申込に必要な書類を揃えた上で、受付期間内に提出してください。
- 令和９年4月以降に出産予定の方や、育児休業からの復帰などで年度途中からの入所を希望される方も受付期間内に申請してください。

02 提出場所

保健福祉センター
　健康推進課こども家庭センターこども未来係
　〒056-0004　新ひだか町静内緑町４丁目５番１号
役場三石庁舎
　地域振興課住民窓口係
　〒059-3195　新ひだか町三石本町２１２番地

- 開庁時間８：４５～１７：３０（土日祝日を除く）
- 郵送の場合は**保健福祉センター宛必着**

03 申込要件

両親（保護者）のいずれも次の事由により、家庭において保育が困難な場合に保育所等の利用を申し込むことができます。

① 月に４８時間以上の就労
② 妊娠・出産
　（産前８週、出産後８週目の属する月末まで）
③ 疾病・障がい
④ 同居親族等の介護・看護
⑤ 求職活動（起業準備を含む）
　※入所後２カ月間のみ有効
⑥ 就学（職業訓練を含む）

04 認定区分

保育所等を利用するには「子ども・子育て支援教育・保育給付」の２号または３号の支給認定を受けることが必要です。

認定区分	こどもの年齢 令和９年４月１日時点	保育を必要とする事由	利用できる施設	保育時間
１号認定 （教育認定）	満３歳以上 （保育料無償化）	なし	・認定こども園 （教育認定） ・幼稚園	
２号認定 （保育認定）	満３歳以上 （保育料無償化）	あり	・保育所（園） ・認定こども園 （保育認定）	保育標準時間 保育短時間※1
３号認定 （保育認定）	満３歳未満	あり	・保育所（園）	

※１ 保育短時間…両親のいずれかが、月４８時間以上１２０時間未満の就労かつ、
施設利用時間が８時～１６時までが対象。（時間は施設により異なります）

○ 入所手続き　★以下の書類を提出してください

- 支給認定申請書兼利用申込書
- 添付書類
- マイナンバーカード等の本人確認書類
  ※保育を必要とする証明書類（要件に該当するものを提出してください）

①就労 ※ 父母ともに仕事をしている場合はそれぞれの勤務先の証明書が必要となります	雇用	就労証明書	就労証明書は必ず職場等に提出し、証明を受けてください。 ※ なお、必要に応じて勤務先に就労実態等について確認をさせていただく場合があります。 ※ 就労証明書の雇用期間は令和９年度の就労に対して証明していただきます。
	自営	• 就労証明書 • 自営業証明書類の写し （確定申告書、営業許可証、開業届等）	就労している保護者分の提出が必要です。 親族経営の専従者についても左記の書類が必要です。 ※ 法人経営の場合、自営業証明書類は不要です。
②妊娠・出産		母子健康手帳の写し （保護者氏名及び出産予定日欄の写し）	保育期間は、出産予定日の8週前から出産後８週間目の属する月末までです。
③疾病・障がい		診断書または身体障害者手帳・療育手帳等の写し	医師の診断書、身体障害者手帳等の写しを提出してください。 ※ 有効期限が記載されている場合、その期間まで保育所を利用できます。
④親族介護・看護		• 申立書 • 介護（看護）が必要な方の診断書、介護保険証の写し	介護（看護）が必要な方の診断書、介護保険証の写し等を提出してください。診断書には「看護を要する」旨の記載が必要です。併せて申立書を提出してください。
⑤求職活動 （入所後２カ月まで）		求職中申立書	入所日から60日以内に就労証明書を提出してください。 期限までに就労証明書が提出されない場合は、その月末に退所いただく場合がありますので、ご注意ください。
⑥就学		• 在学証明書 • 時間割など、就学時間がわかる書類	学校・専修学校・各種学校その他これらに準ずる教育施設（職業訓練校等における職業訓練を含む）が対象となります。

保育料

- ２号認定（３歳以上）

  無償化により保育料はかかりません

  ※なお、副食費等は保護者負担となります。

  金額は施設により異なりますので詳細は各施設へお問い合わせください。

- ３号認定（０～２歳児）

  保護者の市町村民税に基づき新ひだか町が定める保育料（給食費を含む）を毎月納めることになります。年度途中で３号から２号に認定が変更になる場合でも、当該年度末までは「２歳児」として保育料を納入することになります。

  ※所得（町民税所得割額）から保育料を算定するため、所得が未申告の方は申告が必要です。

  月額保育料については別添「教育・保育施設保育料」を参照してください。

副食費（おかず・おやつ代）

- ３号認定（０～２歳児）は保育料に含まれていますが、２号認定（３歳以上）は、実費徴収となります。
- 一定の所得以下の世帯や第３子以降は副食費が免除となる場合があります。

○ 保育料・副食費の納入方法

保育料

町が徴収します。

口座振替を利用して納入いただきます。

手続きは、引き落としを希望する口座の銀行・郵便局の窓口等でお願いします。

副食費

施設により異なります。各施設のルールに従い、納期限に遅れないよう納入してください。

○ 保育料の切り替え時期

保育料は、４月分から８月分までは前年度の町民税所得割額、９月分から翌年３月分までは当年度の町民税所得割額により算定します。

令和９年度の場合

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定根拠	令和８年度の町民税（令和７年１月～１２月の収入）					令和９年度の町民税（令和８年１月～１２月の収入）						

注意事項！！

年収としては多少の増減であっても、階層区分が変わる場合は、保育料が増減することがあります。

また、その際に軽減措置の対象になったり、対象外になることで保育料が大幅に増減することがあります。

○ 入所までの流れ

申請書類の提出

- **期間内に必要書類を提出してください。先着順ではありません。**
- **令和９年４月以降に出産予定の方や、育児休業からの復帰などで年度途中からの入所を希望される方も受付期間内に申請してください。**
- 求職活動を理由に申請した方で、申請後に勤務先が内定した場合は就労証明書を提出してください。（就労が決定しても入所できない場合がありますのでご注意ください。）
- 申請後に申請の取下げや転出される場合など、保育を必要とする理由がなくなる場合は連絡が必要です。

利用調整

１月上旬～２月上旬

- 申請者数が保育所等の定員を上回る場合は、利用調整を行います。
- **調整の結果、希望の施設等に入所が決定しなかった場合（別施設への入所、待機になった場合）は、町から個別に電話連絡を行います。**

入所決定後のお知らせの流れ

２月下旬～３月上旬

① ４月入所の方
- ２月中旬まで：入所承諾書・支給決定通知書が町から届きます。
- ３月中旬まで：保育料決定通知書、または保育料無償のお知らせが町から届きます。副食費免除の対象の方には、「副食費徴収免除のお知らせ」も届きます。

② 年度途中（４月２日以降）に入所する方
- 町から２月中に電話で内定のご連絡をします。
- 入所の１週間前に、認定書類一式が町から届きます。

※町からの通知とは別に、入所施設から説明会や面接のお知らせをご案内します。

○ 入所後について

※保育を必要とする理由が変更となる場合（産休を取得する、仕事を辞める等）は、速やかに連絡・届け出をお願いします。
勤務先や就労時間が変わった場合も届け出が必要です。

問い合わせ先

新ひだか町保健福祉部健康推進課
こども家庭センターこども未来係
新ひだか町静内緑町４丁目５番１号　保健福祉センター内
TEL　0146-49-0288　Fax　0146-43-2350